**報告事項**(1) **国 際 交 流 課**千葉市国際交流協会

令和6年3月12日

各地区町内自治会連絡協議会 各地区連協会長 様

総務局市長公室国際交流課長公益財団法人千葉市国際交流協会事務局長

コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度について

日頃より、本市の多文化共生、国際交流施策へのご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 公益財団法人千葉市国際交流協会(以下、協会)では、日常生活の様々な場面で通訳・翻訳を 無料で利用できる「コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度」を運用しております。

本制度について、下記の通りご案内いたしますので、皆様の積極的なご利用と町内自治会に所属する外国人市民への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1. コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度とは
  - ・協会が運営する、ボランティアによる通訳・翻訳サポーター(以下、サポーター)派遣制度
  - ・サポーターは、協会による選考を経て登録されており、確かな能力を持つサポーターの派遣 が可能
- 2. 登録言語

通訳:22言語 翻訳:21言語

※詳しくは別添チラシをご参照ください。

3. 費用

無料(協会よりサポーターへ謝金を支払います。)

4. 申込期限

通訳:派遣を希望する日の前日正午まで

翻訳:翻訳完成データ提出日の2週間前までに申し込み及び元原稿を提出

※申し込まれる前に、協会へ事前にご相談ください。

- 5. 想定される依頼事項
  - 新しい外国人入居者への町内自治会のルール説明時の通訳・翻訳
  - ・町内自治会主催の行事案内等の通訳・翻訳

## 【担当】

国 際 交 流 課 宮野 043-245-5018 千葉市国際交流協会 矢島 043-245-5750